

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県屋内総合プール条例（埼玉県条例第十号）（スポーツ振興課）

### 一 趣旨

水泳競技の競技力向上、水泳をはじめとするスポーツの振興及び県民の健康の増進等を図るため、新たに埼玉県屋内総合プールを設置するための制定

### 二 内容

- (一) 埼玉県屋内総合プールの業務
- (二) 休館日及び利用時間
- (三) 使用料
- (四) 指定管理者による管理
- (五) その他

### 三 施行期日

公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日。ただし、指定管理者の指定に関する行為は公布の日、施設等の申請受付は同日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日。